



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

平成 28 年 4 月号

《 所長便り 》

春ですねあ～

春といえば、そう、税制が改正される季節です？！

ということで、平成 28 年の税制改正が 3 月 29 日に参院本会議を通過し、3 月 31 日に公布されたので、その中から抜粋してお伝えします。

1、法人税率の引き下げ

**(1) 税率の引下げ(案)**

法人税率を、平成28年度には**23.4%**に、平成30年度には**23.2%**に引き下げます。  
※それぞれ、4月1日以後に開始する事業年度において適用されます。

**参考** 国・地方の法人実効税率

目標としていた「法人実効税率20%台」を、改革2年目に実現します。

	従 前	平成27年度 (改革初年度)	平成28年度 平成29年度 平成28年度改正(改革2年目)	平成30年度
法人税率	25.5%	23.9%	<b>23.4%</b>	<b>23.2%</b>
法人事業税所得割(※)	7.2%	6.0%	<b>3.6%</b>	<b>3.6%</b>
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	<b>29.97%</b>	<b>29.74%</b>

(※) 大法人の場合。平成28年度までは地方法人特別税を含みます。

中小法人の場合は、年間800万円以下は、15%の軽減税率があります。  
やはり流れは、格差是正のため所得税↑、競争力強化のため法人税↓です。

2、減価償却制度の見直し

**(2) 減価償却の見直し(案)**

建物と一体的に整備される「建物附属設備」や、建物と同様に長期安定的に使用される「構築物」の償却方法について、定額法に一本化します。

	現 行	平成28年度改正(案)
建物	定額法	定額法
建物附属設備、構築物	定額法 or 定率法	定額法
機械装置、器具備品等	定額法 or 定率法	定額法 or 定率法

※平成28年4月1日以後に取得等をする資産について適用されます。

実は、これって、結構な改正です。

店舗の内装やアスファルト等の構築物が定額法になると、償却がかなり遅くなります。

特に法人で賃貸経営をやっている方には、ちょっと辛いですね。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

### 3、多世帯改修工事のローン控除、税額控除

#### (1)三世帯同居に対応した住宅リフォームに係る特例(案)

自己の有する家屋に三世帯同居対応改修工事を行い、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供したときは、次のいずれかの特例を適用することができる制度を導入します。

【対象工事】1:キッチン 2:浴室 3:トイレ 4:玄関

【対象工事要件】 ①上記1から4までのいずれかを増設すること。

②改修後、上記1から4までのうち、いずれか2つ以上が複数となること

③対象工事の費用が50万円超であること。

##### ①ローン控除の特例

三世帯同居対応改修工事を含む増改築工事に係る住宅ローン(償還期間5年以上)の年末残高1,000万円以下の部分について、一定割合を乗じた額を5年間の各年において所得税額から控除

控除額 = ローン残高 × 控除率

	ローン残高	期間	控除率
●増改築工事全体	～1,000万円	5年	1.0%
●うち三世帯同居対応改修工事	～250万円	5年	2.0%

※●は上限7.5万円、●は上限5万円、毎年合計12.5万円を上限(5年合計で62.5万円を上限)

##### ②税額控除の特例

三世帯同居対応改修工事の標準的な費用の額の10%相当額(限度額:25万円)を、その年分の所得税額から控除

### 4、空き家に係る譲渡所得の特別控除

#### (3)空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例(案)

空き家の発生を抑制し、地域住民の生活環境への悪影響を未然に防ぐ観点から、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、その家屋(その敷地を含みます。また、その家屋に耐震性がない場合は耐震リフォームをしたものに限り、)又は除却後の土地の譲渡(相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡に限り、)をした場合には、その家屋又は除却後の土地の譲渡益から3,000万円を控除することができる制度を導入します。

※主な適用要件

①相続した家屋は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋(マンション等を除きます。)であって相続発生時に被相続人以外に居住者がいなかったこと。

②譲渡をした家屋又は土地は、相続時から譲渡時点まで居住、貸付け、事業の用に供されていたことがないこと。

③譲渡価額が1億円を超えないこと。

上記3および4は、適用される方以外は関係ないのですが、建設業や不動産業の方は、知っておいて損はないかと思えます。

《 経営情報 》文責：伊藤

平成28年度の雇用保険料が改訂されました。一般の事業者の場合、従来の労働者負担は給与の5/1000でしたが、28年度では4/1000に引き下げられました。事業主負担も同様に従来の8.5/1000から7/1000へと引き下げられています。(失業等給付の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに1/1000ずつ引き下げ、併せて雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は0.5/1000引き下がる)

建設の事業も 労働者負担は平成27年度 6/1000 → 平成28年度 5/1000

事業主負担は平成27年度 10.5/1000 → 平成28年度 9/1000

となっていますので、ご注意ください。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

《 今月の税務 》

- ・2月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉  
申告期限…5月2日
- ・8月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
申告期限…5月2日
- ・固定資産税(都市計画税)の第一期分の納付 申告期限…5月2日
- ・平成27年分所得税の振替納付日 振替日…4月20日
- ・平成27年分消費税の振替納付日 振替日…4月25日

《 行楽日記 》 文責： 因

4月1日に入社いたしました、因 晃子(いん あきこ)と申します。珍しい名字のため「外国人ですか？」と聞かれることもしばしば…。三重と福岡に多い名字のようです。

まだまだ不慣れですが、一日も早く業務に慣れお客様のお役に立てるよう頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、今回『行楽日記』を担当することになり、最近立ち寄った「多度大社」を紹介します。私にとっては思い出の地でもあり良く行っているのですが、三重県桑名市にあり5月4・5日に行われる『上げ馬神事』で有名な神社です。名古屋方面から行くと、初めての方は、多度大社に通じる道路をまたぐ大きな白い鳥居に目を奪われると思います。



ここには、「うま(馬)く(九)いく」に掛けて、一度に9つまでお願い事ができる絵馬があって、お利口な神馬もいますよ。神社から多度山に行くこともでき、ハイキングコースが整備されています。山頂からは名古屋市内が一望できるそうです。新緑の時期には、ぜひ夫婦で挑戦したいと考えています。多度大社近くには、『美鹿山荘』というおかきを販売しているお店があって、この「カレーのおせんべい」がお勧めです。名古屋市内でも購入できますが、多度まで足をのばした際には、ぜひお立ち寄りください。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)